

栃木県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から平成20年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年3月30日

栃木県監査委員	三	森	文	徳
同	小	瀧	信	光
同	黒	本	敏	夫
同	田	崎	昌	芳

行第85号  
平成22年2月26日

栃木県監査委員	三	森	文	徳	様
同	小	瀧	信	光	様
同	黒	本	敏	夫	様
同	田	崎	昌	芳	様

栃木県知事 福田 富一

平成20年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成20年度包括外部監査結果に対する措置状況

1 栃木県立がんセンターの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

項目	監査結果	講じた措置
1 我が国におけるがんの状況及び栃木県立がんセンターの概要について		
(1) 負担金の繰入れに関する考え方	がん診療連携拠点病院として政策医療にも取り組まなければならない栃木県立がんセンターに対する負担金の繰入れについて、目標とする現金収支差額に基づく金額の決定については、見直しの必要があると思われる。	平成20年度に、「栃木県立がんセンター経営改革プラン」を策定する際に、目標とする現金収支差方式の見直しについて十分に検討した結果、改めて目標とする現金収支差方式を採用することとした。負担金の抑制に努めながら、政策医療実現のため、持続可能な経営基盤を確立することを目指している。（医事厚生課）
(2) 総合情報システム（電子カルテシステム）の導入	登録や変更、書き込みについては一定レベル以上の方に制限されているが、閲覧についてはほとんどの関係者が閲覧可能となっている。個人情報保護の観点から、各担当者の業務を分析し、閲覧に関しても一定の制限を設けるべきである。	栃木県立がんセンター診療情報管理規則（電子カルテ版）」で電子カルテの閲覧者を定め、「電子カルテシステムの使用権限の設定」により詳細を定めているが、この内容に従い使用権限の見直しをし、事務職員については、医事課職員を

		除いては閲覧ができないようにした。(医事厚生課)
(3) 財務会計システム	3病院のデータが栃木県立がんセンターのサーバーのみで保管されている。別の場所でデータのバックアップをもつべきであると考え。サーバー室への入室については、サーバー室内の「入室目的用紙」に氏名、入室目的等を記入するのみで、鍵の管理簿等は作成されていない。3病院全ての財務会計データにのみならず、総合情報システムのデータも保管されているサーバー室への入退出管理をもっと徹底すべきである。	別の場所でデータのバックアップを持つことについては、月に1度バックアップデータをテープに保存し、他病院で保管することとした。 サーバー室への入退出については、鍵の管理簿を作成するとともに、入退室管理簿の見直しを行い、入退出の状況がわかるような様式に改めた。(医事厚生課)
2 未収金の管理		
(1) 督促状の送付日、連帯保証人への督促が厳守されていない	規則に従った取扱いがなされる必要がある。	債務者に対する督促については、規則に従い実施することとした。(医事厚生課)
(2) 連帯保証人がいない入院患者があった	規則に従った取扱いがなされる必要がある。	入院時に、連帯保証人名を記名押印した入院誓約書を提出させることを徹底することとし、緊急入院等、入院時に入院誓約書が未提出の場合には、入院後において速やかに提出させることとした。(医事厚生課)
(3) 未収金回収について	回収のための専任職員が存在しないために時間的制約もあり、回収業務が網羅的に行われていない。これを改善するためには、専任職員を増員して網羅的に対応するか、外部委託し回収業務を強化する必要がある。	平成21年度の医事業務の業務仕様書を変更し、医事業務委託の中で電話での催促を行うこととした。(医事厚生課)
(4) 不納欠損処分	回収不能と思われる未収金も多くある。栃木県立がんセンターの対応を決定し、会計上の処理を行う必要があると考える。	3病院共通の問題であるため、引き続き取扱いを検討していく。(医事厚生課)
(5) 長期未収金の状況	マニュアルも整備されているが、必ずしも徹底された督促業務が行われている訳ではない。悪質な未納者には法的手段も考慮されるべきである。	3病院共通の問題であるため、引き続き取扱いを検討していく。(医事厚生課)
(6) 医療代金支払と処方箋	未収金発生を避けるため、患者さんが医療代金を支払った後でないと処方箋は手渡されないという手続きに変更できないか検討されるべきである。	処方箋の交付時期の問題について、費用対効果の観点、患者サービスの観点等様々な観点から検討したが、現状の取り扱い(医療代金支払い前に処方箋を発行する方式)でやむを得ないとする。(医事厚生課)

<p>3 外来駐車場の管理について</p>	<p>駐車料金管理システムと実際駐車料金回収額との間に差異がある。差異分析が全くなされていない。将来駐車料金管理システムを入れ替え更新する際には、このような事象が生じないようなシステムが構築されべきである。</p>	<p>平成21年10月に差異分析を行ったところ、差異の原因は、釣り銭が不足すると投入された金銭が廻り、釣り銭に廻った金額がカウントできないシステム上の問題であることを確認した。</p> <p>今後は、差異の確認を定期的に行うとともに、将来において、駐車料金管理システムを入れ替え更新する際には、差異の管理・分析が出来るものを検討していく。(医事厚生課)</p>
<p>4 企業債</p>	<p>今後の実行分については変動金利による借入も検討するなどして加重平均利率を引き下げよう努力すべきである。</p>	<p>過去に借り入れた高い利率の企業債について、繰上償還を実施している。(平成19年度～平成21年度 合計1,624百万円)</p> <p>今後の借入れについては、収支改善を念頭においた条件での借入れに努めていく。(医事厚生課)</p>
<p>5 人件費</p> <p>(1) 退職給与引当金について</p> <p>(2) 賞与引当金について</p> <p>(3) 扶養手当について</p> <p>(4) 地域手当について</p>	<p>退職給与引当金の計上不足額が、1,144,384,910円ある。</p> <p>賞与引当金が計上されていない。これは、公営企業の会計基準で賞与引当金の計上を必ずしも要求していないためであり、この基準を前提とすれば現行の会計処理は規定に準拠した正しい処理と認められるが、一般に公正妥当な会計基準である企業会計原則では、発生主義を本旨としており、発生主義会計のもとでは賞与引当金の計上は必須事項である。</p> <p>扶養手当の対象となる扶養親族の認定について、公平性に欠ける取扱がある。</p> <p>県では、「職員の給与に関する条例」に基づき定めた「総務部長通知」により扶養親族を認定することとしており、給与所得等恒常的な所得の合計額が年額130万円未満の者が扶養親族の対象となりうるが、その所得については所得税法上の扱いと異なり不公平があるので、「総務部長通知」の扶養親族の認定基準を早急に見直すべきである。</p> <p>国においては、民間賃金の高い地域に</p>	<p>今後10年間の退職給与金の平均値を退職給与費として予算計上し、当該年度の実退職給与金を差し引いた残額を退職給与引当金として引当している。(医事厚生課)</p> <p>公営企業の会計基準では、負債性引当金として修繕引当金と退職給与引当金の計上が示されているが、賞与引当金については示されていないため、現時点での計上は考えていない。(医事厚生課)</p> <p>扶養親族については、所得税法と扶養手当とで同じ表現ではあるが、税控除と給与という異なる性格であるため、その範囲や所得の算定方法を若干異にしている。</p> <p>国においても同じ取扱いであることから、県においても準じることとする。(人事課)</p> <p>地域手当については、国と同様に、超</p>

<p>いて</p>	<p>勤務する職員に対して、市町村単位で格差を設ける地域手当を新設し、民間の給与水準との均衡を図ることとしたが、本県においては、各市町村への移動距離や時間及び労働状況の状況から、勤務地域に格差を設けず一律支給することとした。</p> <p>県内を一体としてとらえることに異存はないが、一律と考えるなら、本給で調整すべきであり地域手当として支給することに合理性がない。</p>	<p>過勤務手当や期末勤勉手当等の算定基礎となっているが、給料を基礎とする退職手当や農林漁業普及指導手当等の算定基礎には含まれていないことなどから、給料に含めることは適当ではない。(人事課)</p>
<p>(5) 超過勤務手当及び、超過勤務等勤務命令簿について</p>	<p>超過勤務等勤務命令簿を閲覧した結果、一部の部署において次のような不備が散見された。(1)勤務予定時間(申請者が記入する欄)と勤務命令時間(命令権者が記入する欄)とが、同一人の筆跡で記入されているものがある。(2)勤務命令時間が、修正液で訂正されているものがある。(3)勤務命令時間が記入されていないものがある。</p> <p>超過勤務等勤務命令簿における勤務予定時間・勤務命令時間と時間外勤務時間が不一致のものがあった。このような不一致については、事務局においてチェックし本人に確認すべきであり、チェックに不備があったと言わざるを得ない。</p>	<p>超過勤務命令を行う際には、命令簿の記載に係る不備がないよう徹底することとした。</p> <p>勤務命令時間を変更する際には、命令権者が変更前の命令時間を＝線で削除し確認印を押印することとし、修正液等は使用しないこととした。</p> <p>勤務命令をする際には、勤務予定時間について本人に確認し、必要な時間数を命令することとした。(医事厚生課)</p>
<p>(6) 勤勉手当について</p>	<p>勤勉手当は、勤務成績に応じて支給することとしているが、勤務成績が特に不良でない職員については一律に支給されている。</p> <p>現状の勤勉手当なら、期末手当と分けている意味合いに乏しく、期末手当と勤勉手当を統合すべきであり、勤勉手当の趣旨を生かすなら、個人の勤務成績を反映する措置をとるべきである。</p>	<p>勤勉手当については、平成20年度から、特定幹部職員の区分を導入するとともに、勤務成績が良好であると認められない職員の成績率を抑制するなど、勤務成績の反映に努めてきたが、現在試行中の人事評価システムの成果を活用しながら、勤務成績がより反映されるよう、引き続き検討していく。(人事課)</p>
<p>6 費用(人件費、原価償却費を除く)</p>		
<p>(1) 図書費に含まれている海外雑誌購読料及び諸会費及び研究雑費に含まれている学会参加費や研修費について</p>	<p>平成20年1月分から3月分までの海外雑誌購読料については当期の費用であるため、厳密には未払費用として負債計上すべきである。</p> <p>平成20年4月以降に実施される学会や研修会の参加費用は当期の費用ではないため、厳密には前払費用として資産計上すべきである。</p>	<p>指摘されたような会計処理に改めた。(医事厚生課)</p>
<p>7 在庫</p>		

<p>(1) 燃料(A重油及び灯油)及び薬品の棚卸表について</p>	<p>燃料(A重油及び灯油)の棚卸表には、在庫数量のみが記載されており、一方、棚卸結果報告書には、棚卸金額のみが記載されている。これらの資料に連続性が認められないため、棚卸表には在庫数量だけでなく単価及び棚卸金額も記載することが望ましい。また、薬品の棚卸表には、部署ごとの棚卸金額とこれらの合計金額などを記載すべきである。</p> <p>このように、在庫の二重計上や計上漏れを防ぐとともに、集計誤り等を防止するため、棚卸結果の集計過程を記録に残し、一定期間保存すべきである。また、「結果報告書」中にも、貸借対照表に計上される貯蔵品残高と符号するような金額の記載を行うべきである。</p>	<p>燃料(A重油及び灯油)の棚卸表については、在庫数量、単価、棚卸金額を記載し、資料の連続性を確保することとした。</p> <p>薬品の棚卸表については、部署ごとの棚卸金額とこれらの合計金額を記載することとした。(医事厚生課)</p>
<p>(2) 棚卸差額の原因調査について</p>	<p>薬品については、旧システムによる受払及び在庫管理が十分なされていなかった。今後は、1日も早く新システムを正確に稼働させ、薬品の受払及び在庫管理に活用できるようにするとともに、その上で棚卸差額についての原因調査や再発防止策を協議・検討していくことが必要である。</p>	<p>新システムについては、保守管理の委託業者に改善を求め、在庫管理が正確に行えるよう改良した。</p> <p>棚卸しの都度、棚卸差額についての原因調査及び再発防止策の検討をまとめて行うこととした。(医事厚生課)</p>
<p>(3) 燃料の棚卸について</p>	<p>燃料の棚卸については、委託業者より「年度末燃料残量について」という報告書を手し棚卸の根拠としているが、この報告書には業者の印鑑がないばかりか、記載されたA重油の数量が修正液で修正されている。当該棚卸に関する業者の責任を明らかにすることができるようにしておくべきである。</p>	<p>平成20年度棚卸については委託業者から責任者の印鑑を押印した報告書を提出させ、報告内容に責任を持たせるよう徹底することとした。</p> <p>また、当該報告書の中に貯蔵品残高と符号する金額の記載を行い、残高の確認を容易にした。(医事厚生課)</p>
<p>(4) 自家滅菌の在庫計上について</p>	<p>自家滅菌した診療材料は、在庫金額が計上漏れとなっている。自家滅菌のプロセスに係る原価相当額を加味した単価を計上するのが理論的であるが、それができない場合でも、少なくとも自家滅菌前の同一品目の単価をもって在庫として計上するべきである。</p>	<p>現在のシステムで、他のデータに影響を与えずに自家滅菌した物品の在庫金額を計上することは運用上困難であり、システム改修が必要となるがその改修規模が大きいため、当面は手作業で自家滅菌物品の在庫金額(自家滅菌前の同一品目の単価で算定した金額)を計上することとした。(医事厚生課)</p>
<p>(5) 薬品在庫管理システムについて</p>	<p>既に問題点が生じてしまっている以上、早急にシステムを改修すべきである。</p>	<p>システムの改修を行い、在庫管理が正確に行えるようにした。(医事厚生課)</p>
<p>(6) データの保全について</p>	<p>遠隔地にバックアップサイトを設置し、システム運用の継続性ならびにデータの</p>	<p>薬品在庫管理システム及び物品管理システムについては、月に1度バックアッ</p>

	保全を図るべきである。	データをテープに保存し、他病院で保管することとした。(医事厚生課)
(7) 在庫の払出しについて	<p>在庫の払出しに関しては、各部署における担当者がシステムの端末に必要量を入力するのみであり、上長や払出部署における承認が行われていない。</p> <p>払い出し、返品、破棄等の在庫の移動については必ず承認を得るとともに、その記録を一定期間保管するべきである。</p>	<p>払い出しについては、頻度が高く量も多いため、1か月分まとめて請求一覧表を出力し、承認を得ることとし、一定期間、保管することとした。</p> <p>破棄破損・返品については、伝票に理由を付記し、各部署の長の承認を得て、物品管理室に送付することとした。(医事厚生課)</p>
(8) 薬品と診療材料の在庫管理について	<p>薬品と診療材料の实地棚卸を行った結果、差異が生じていたものの、調査により発生原因は判明した。平成20年3月末の新システム導入後まだ間もなく、不具合は発生の都度対応しているとのことであるが、帳簿在高と実在庫高に差異が生じないように、日常の在庫管理を適切に行うべきである。</p>	<p>薬品と診療材料の日常の在庫管理を適切に行うこととした。</p> <p>薬品については、差異原因の定期的な追跡調査、ミスの少ない入力方法の選択、わかりやすいマニュアルの作成などを実施することとした。</p> <p>診療材料については、各部署において、使用入力を行う職員が固定したり、在庫にずれが生じていないか毎日確認することとした。(医事厚生課)</p>
(9) 診療材料の応査時实地棚卸の際に生じた差異について	<p>診療材料の応査時实地棚卸の際に生じた差異についてシステム上前日付で棚卸処理を行い、-5個の払出し処理を行うことによって、差異をゼロとする方法が見受けられた。差異原因の究明および再発防止策を含め、必ず所定の承認を得るとともに、その記録を一定期間保管すべきである。</p>	<p>棚卸差異が生じた場合の処理は、物品管理室責任者から財務課長へ棚卸報告書を提出し、防止策も含め承認を得た上で行うこととした。報告書は財務課で一定期間保管することとした。(医事厚生課)</p>
(10) 薬品の応査時实地棚卸の差異について	<p>薬品の応査時实地棚卸に際してサンプルとして抽出した品目の帳簿残高を薬品在庫管理システムからアウトプットしたところ、在庫数がマイナスとなっていた。平成20年3月末の導入後、まだ間もないシステムではあるが、入力担当者に対して再度研修を実施するなどしてシステムの操作に習熟し、誤った処理が行われないようにするべきである。</p>	<p>システム入力担当者への再度の研修を実施し、操作の習熟を徹底させることとした。(医事厚生課)</p>
8 固定資産		
(1) 医療機器の更新について	<p>更新抑制の傾向が強くなると、治療への悪影響(検査精度の低下、治療効果の低下、他病院との競争力の低下、安全性の低下など)が懸念されるところである。</p>	<p>適切な医療機器の導入、更新を図っていくため、必要性や優先性の観点から、あらかじめ導入、更新の見込みを立て、計画的に医療機器の導入、更新を図っていくこととした。(医事厚生課)</p>
(2) 補助金により	124,397千円の差額が生じている。栃木	補助金で取得した固定資産や受贈固定

<p>取得した固定資産等について</p>	<p>県立がんセンターでは、補助金で取得した固定資産や受贈固定資産をそれぞれ、別個に管理しておらず、資本剰余金の部、受贈財産評価額及び補助金の明細を把握していないため、これらの対応関係が明確ではなく、差異の原因を特定できない。これらの明細および対応関係を明確にすべきである。</p>	<p>資産を別個に管理し、剰余金の部の対応関係を明確にすることとした。(医事厚生課)</p>
<p>(3) 固定資産の管理について</p>	<p>取得時期の古い器械備品のなかには、現物が確認できないものや、不稼働で今後使用見込のないものがあり、これらが固定資産に計上されたままになっているものがある。</p> <p>構築物のうちには、既に撤去されているが、固定資産に計上されたままになっているものがある。また、看護宿舎周辺舗装等については、存在が確認できなかったため、再確認すべきである。</p> <p>受水槽等の更新工事の実施に伴い、受水槽等の一部が撤去されたが、固定資産に計上されたままになっているものがある。これら現物の確認ができないもの等については、固定資産の除却処理が必要である。</p>	<p>取得時期の古い器械備品、構築物、看護宿舎周辺舗装等及び受水槽等の現物確認を行い、確認できなかったもの、確認はできたが、使用できないもの、使用の見込みがないもの等は、除却処理を行った。(医事厚生課)</p>
<p>(4) 工事契約について</p>	<p>参考見積書と設計価格を比較したところ、設計価格が参考見積額を超えているケースがあった。設計価格積算において、人件費、諸経費の算定額が民間の算定額に対し高いということであり、算定方法を見直す余地があるのではないかと考えられる。</p>	<p>予定価格積算のための設計に際し、参考見積を徴収する場合は、1者の場合見積価格の90%程度、2者以上の場合最低価格のものを採用して設計することとした。(医事厚生課)</p>
<p>(5) 器械備品の購入について</p>	<p>参考見積りの徴求にあたっては、出来る限り特定の代理店に偏ることなく、複数の販売代理店から徴求すべきである。可能な限り入札参加業者以外のメーカー、代理店等から徴求することも検討すべきである。</p>	<p>できる限り複数の販売代理店から参考見積りを徴求するようにした。(医事厚生課)</p>
<p>(6) リース契約について</p>	<p>本契約にあたっては、システム構築のための契約とリース契約は別途の契約として、システム構築部分のみをプロポーザル方式により、リース契約は別途指名競争入札に付すべきであったと考える。</p>	<p>今後同様の事案が生じた場合には、意見を参考に対応していく。(医事厚生課)</p>
<p>9 未払金</p>	<p>残高がマイナスとなっている相手先がある一方、同一の相手先が別の債権者コードで長期末払となっている。このよう</p>	<p>平成20年度決算において未払金管理表の整理を行い、消し込みをした。</p>

	<p>なシステム上の入り繰りについては、ルールを決め定期的に消し込むことが必要である。</p> <p>債権者マスターの登録・変更手続きを各担当者が行っており、集中的な管理が行われていない。各担当者が振込先の口座番号まで修正することも可能であることから不正や誤謬の原因となりかねないため、長期間使用されていない債権者コードを定期的にチェックし債権者マスターからの削除を行うなど、集中的な管理を実施すべきである。</p>	<p>長期間使用されないと判断できる債権者については、債権者マスターから削除を行った。(医事厚生課)</p>
--	--	--

2 試験研究機関である栃木県産業技術センターの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

項 目	監 査 結 果	講 じ た 措 置
<p>1 栃木県産業技術センターの事業の具体的検討</p> <p>(1) 重要物品のうち取得金額5,000万円以上の物の利用状況(年間利用日数)について)</p> <p>(2) 機器の利用状況</p>	<p>「5軸制御マシニングセンタ」については、導入後19年が経過しており、更新の必要性が認識されている。速やかな更新が望まれる。</p> <p>取得金額300万円以上の重要物品について、利用状況による廃棄や更新の検討は行われているものの、実際の廃棄手続は行われていない。</p> <p>今後は、廃棄コストを考慮して、実際に廃棄を行わない場合には、その意思決定の経過及び結論を文書として残しておくべきである。</p>	<p>使用目的や研究で求められる機器の精度を勘案し、新たに「3軸制御マシニングセンタ」を導入して対応することとした。(工業振興課)</p> <p>廃棄に係る経費の積算を行い、機器を廃棄するか否かの意思決定をするとともに、その記録を残していく。(工業振興課)</p>
<p>2 歳入事務</p> <p>(1) 機器利用者について</p> <p>機器利用者の本人確認について</p> <p>複数の利用</p>	<p>機器利用者がライセンス取得者であるか否かについて、本人確認が明確に行われていない。機器利用の規程上、本人確認を明文化すべきである。</p> <p>複数の利用者がいる場合においても、</p>	<p>ライセンスカード、利用許可書及び身分を証明するものの携帯の義務付けを「開放機器利用上の注意事項」の中に明記した。(工業振興課)</p> <p>同時利用者の氏名及びライセンス番号</p>

<p>者がいる場合について</p>	<p>各々ライセンス確認は必要であるが、関係書類上は申請者1名のみでのライセンス番号しか記載されていない。 本人確認が明確化されれば各人ごとにライセンスカードと本人確認を行うことになり、書類上記載されていない事項について現場において確認することができる。</p>	<p>を記入して提出させることとした。(工業振興課)</p>
<p>同伴者がいる場合について</p>	<p>同伴者の氏名及び人数が不明である。「来訪者受付名簿」において来訪者名をそれぞれ記入するとか、現場に入室者名簿を備え置くとか部外者の不測の入室に対処する何らかの工夫が必要である。</p>	<p>複数の利用者がいる場合と同様、同伴者の氏名等を記入して提出させることとした。(工業振興課)</p>
<p>(2) 単価の設定について</p>	<p>県外企業や大企業も同一の料金となっているが、今後の料金の見直しにおいては、利用者や利用状況を個別に検討し、複数料金制の導入可能な機器については、導入を検討すべきである。</p>	<p>複数料金制のメリット・デメリット等を勘案しながら、導入の是非について研究していく。(工業振興課)</p>
<p>(3) 施設・機器の利用状況について</p>	<p>スイス製の機器(密着性評価試験装置)については、故障により長期間利用できない状態であったにも関わらず、開放機器から除外していなかった。今後、このような場合には、早急な判断が必要である。</p>	<p>故障中で修理が困難な機器については、早急に開放機器から除外するよう対処する。(工業振興課)</p>
<p>3 歳出事務</p>		
<p>(1) 日日雇用職員について</p>	<p>日日雇用職員とされている者が実質的には継続的雇用となっており、非常勤職員として雇用すべきである。 栃木県では副知事通知により臨時的任用職員の取り扱いが制定されており、本件も通知にしたがって是正されるべきである。</p>	<p>平成21年度からは新たな者を非常勤職員として雇用している。(工業振興課)</p>
<p>(2) 旅行命令書への記載状況について</p>	<p>旅行命令書には、用務欄に具体的な旅行の用務の記載が求められているが、具体性にかけるものが散見された。 用務欄への具体的な記載は内容把握を容易にするだけでなく、出張の信憑性を高めるものである。</p>	<p>旅行命令書における具体的な用務、訪問先等の記入を徹底した。(工業振興課)</p>
<p>(3) 委託契約事務指名業者について</p>	<p>監査の対象として抽出された設備や機器の保守業務委託については、平成17年度から平成19年度まですべて同一業者と継続的に契約している。 指名入札について指名業者数に若干の</p>	<p>特殊な機器等については、入札参加業者に限られる場合もあるが、財務規則等に基づき、適切な入札を実施していく。(工業振興課)</p>

	<p>変化があるとはいえ落札者が同一ということは、入札制度が機能しているか疑問が残り、指名業者数を今後、大幅に変化させるといった方策が望まれる。コスト削減の観点から新規業者の指名についても検討すべきである。</p>	
<p>単独随意契約について</p>	<p>随意契約は入札によることなく特定のものとの契約を締結する方法であるため、入手した見積書の金額が妥当かどうかについて検討し、適正な運用に努める必要がある。</p>	<p>やむを得ず単独随意契約を締結しようとする場合は、可能な範囲で情報収集に努め、金額の妥当性を判断することとする。(工業振興課)</p>
<p>4 固定資産</p>		
<p>(1) 固定資産の管理</p>	<p>物品の現物には「栃木県物品」というシールが貼付されているのみであり、固定資産番号等は記録されていない。今後は可能な限り固定資産番号を付したシールを貼付して、現物を特定化することが必要である。</p>	<p>取得金額300万円以上の重要物品及び平成20年度以降の購入物品については、品名、分類コード等を記したシールを貼付し、現物を特定している。(工業振興課)</p>
<p>(2) 機器備品の購入</p>	<p>財務規則において、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、入札参加者を原則として3名以上指名しなければならないと定めているが、「真空式土練機」は応札業者は2者となっていた。扱う業者が少ないことが理由であろうが、入札制度の趣旨を逸脱しないように努力すべきである。</p>	<p>平成21年度から、機器備品について競争入札を行う場合は、すべて一般競争入札としている。(工業振興課)</p>
<p>5 研究開発</p>		
<p>(1) 研究の管理 経費予算、決算額について</p>	<p>予算管理について、研究テーマ毎には十分に実施されているとは認めがたい状況で、研究テーマ毎の予算管理の精度を高める必要がある。複数の研究テーマに共通的に発生する経費も適切な基準で研究テーマ毎に按分し、研究テーマ毎の予算管理の対象とする経費予算の範囲を広げることも検討すべきである。</p>	<p>複数の研究テーマに共通的に発生する経費についても、テーマごとに合理的な方法で按分し、適切な予算管理に努める。(工業振興課)</p>
<p>研究実施体制について</p>	<p>研究テーマ毎の費用集計を検討すべきであり、少なくとも研究担当者が専属なのか兼任なのか、どの研究担当者がどの程度の期間、当該テーマの研究に従事するのか又はしたのか等、研究担当者の工数を把握すべきであり、それを研究計画書、研究結果報告書に反映させることを検討すべきである。</p>	<p>各研究担当者の工数を把握し、適切な費用集計を行うこととした。(工業振興課)</p>

(2) 研究評価制度 内部・外部 推進委員会の 評価の集計に ついて	当該集計方法によると、内部・外部推進委員会の総合評価は、各推進委員の評価の単純な集計よりも、上位の評価結果となり、妥当性に疑問がある。集計方法を周知していない研究担当者は、評価方法を誤解するおそれがある。各推進委員の評価の集計方法の検討が必要である。	より明確かつ妥当な基準の総合評価となるよう、集計方法の見直しを行った。 (工業振興課)
研究計画評 価の実施時期 について	内部推進委員会では、研究計画評価実施後も指摘事項やコメント等を研究計画に反映し、必要に応じて追加訂正などの一部修正は行っているとのことであるが、修正後の研究計画の再評価が行われていない。研究の管理上は、本来当年度の研究結果評価を踏まえて、次年度研究計画を作成し、それを評価する手順をとることが望ましい。	研究結果と研究計画の評価を別日程とし、研究結果の評価を次年度の計画に反映できるよう対応した。(工業振興課)
外部推進委 員会の評価に ついて	外部推進委員会の評価対象は、「管理要領」によれば、センター長が必要性を認めて選定したものとされている。その基準は明確にされていないが、評価対象となる試験研究のテーマ数は少ないと言わざるを得ない。評価対象の拡大を検討すべきである。 また、拡大にあたっては、研究のための費用が大きいもの、すなわち多くの人員を投入した研究テーマを評価の対象とすべきである。	重点研究について評価対象としているが、今後は、外部資金を導入した大型研究についても、評価対象とすることとした。(工業振興課)
外部推進委 員会の評価実 施時期につい て	研究計画の評価は、通常、当該年度の研究開始前に行うべきである。当該年度の6月ではすでに研究に着手しており、外部推進委員会の評価、総合意見、コメント等を研究に反映させるのに、時期を逸してしまう可能性もあり、可能な限り早い時期に実施すべきである。	平成21年度の外部推進委員会は5月に実施した。今後も、年度当初の早い時期に実施する。(工業振興課)
経済性、効 率性の評価に ついて	現在、研究の評価にあたっては、研究の成果(効果)が主として評価対象とされているが、研究の費用、費用対効果についても考慮する必要がある。 研究における費用で最も比重が大きいのは人件費であり、研究テーマ毎に従事した研究担当者の時間を集計し、研究テーマ毎に人件費を集計することを検討すべき。また、消耗品以外の費用についても、可能な限り研究テーマ毎に按分し集計すべきである。	研究終了後3年間の技術移転・活用の費用対効果を評価する方向で検討していく。 また、研究テーマごとの、人件費等の費用については、研究担当者ごとの工数把握等の適切な方法により、集計することとした。(工業振興課)

<p>6 繊維技術支援センター</p> <p>(1) 劇毒物の管理について</p> <p>(2) テニスコートについて</p>	<p>劇毒物の管理について、一人の担当者のみが全てを管理している状態であり、内部牽制を効かせた複数の担当者による管理が望ましい。</p> <p>テニスコートについて、存在を知る職員も少なく、ほとんど利用されていない。テニスコートとして再整備の上、市民や付近の中・高等学校に時間貸しをするなどの利用促進を図るか、別途目的の施設に転用するなどの土地活用を考慮する必要がある。</p>	<p>劇毒物の管理については、センター長と担当者の複数名の体制で行うこととした。(工業振興課)</p> <p>当面、本来の目的である職員の福利厚生施設として活用していく。(工業振興課)</p>
<p>7 県南技術支援センター</p> <p>(1) 落雷対策について</p> <p>(2) 敷地内のセキュリティについて</p> <p>(3) テニスコートについて</p> <p>(4) 案内パンフレットについて</p>	<p>落雷対策について、避雷針を設置するなどして建物および機器の保全を図るべきである。</p> <p>敷地内のセキュリティーについて、周囲に塀が設置されていない部分があり、一般の人が敷地内に入ろうと思えば自由に出入りできる状況にある。少なくとも部外者がその敷地内に無断で立ち入れないような設備や仕組みを検討すべきである。</p> <p>テニスコートについて、利用実績がなく、除草などの無駄なコストがかかっている。テニスコートとして再整備の上、近隣住民や学校等に有料で貸し出すか、もしくは別の用途に転用するなどして、有効活用することが望ましい。</p> <p>案内パンフレットについて、内容の重複しているものがある。作成にあたっては、費用対効果を十分検討し、共用できるものは共用するなどして似たようなパンフレットの作成は控え、支出の削減に努めるべきである。</p>	<p>専門家の意見や予算状況等も踏まえながら、機器等保全の方策について検討していく。(工業振興課)</p> <p>敷地内への無断立入を防ぐための境界保全の措置を行った。(工業振興課)</p> <p>当面、本来の目的である職員の福利厚生施設として活用していく。(工業振興課)</p> <p>重複した内容のパンフレットの作成は行わないこととした。(工業振興課)</p>
<p>8 絨織物技術支援センター</p> <p>(1) 後継者の減少傾向について</p>	<p>結城紬は国の重要無形文化財や伝統工芸品に指定されながら、その後継者が縮小しているのは大変忍びがたいことであり、栃木県の伝統ある文化を維持し全国</p>	<p>今後とも常設展示場、伝統工芸品展など様々な機会を捉えた普及の取組を進めていく。(工業振興課)</p>

	<p>や海外にも知らせるために今何が必要であるのかを今一度再検討すべき。結城紬の広報活動として、まず県民全体に「栃木県の結城紬」を認識させる必要がある。</p>	
<p>(2) 在庫品に対する保険について</p>	<p>着物や販売用在庫品については、保険に入っておらず、火災や盗難のリスクに対応していない。火災保険や盗難保険を掛けることを検討すべきである。</p>	<p>保険適用の是非と併せ、保管方法についても検討していく。(工業振興課)</p>
<p>(3) 紬織物技術支援センターの名称について</p>	<p>「結城紬」の名称を全面的に押し出すためにも、「結城紬織物技術支援センター」へ名称を変更することを検討すべきである。</p>	<p>地元業界からの要望や産地を共有する茨城県との調整等を踏まえ対応していく。(工業振興課)</p>